

社会福祉法人河内四つ葉会 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人河内四つ葉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用の弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊料を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分するものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

2 賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれに在職する常勤役員に支給することができる。

3 評議員及び非常勤役員には、職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。ただし、賞与は支給しないものとする。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬は、別表1に定める額とする。

2 常勤役員の賞与は、別表2に定める額とする。

3 評議員及び非常勤役員の報酬は、別表3に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬の支給日は、翌月の15日とする。ただし、その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第118号)に規定する休日をいう。以下同じ。)又は、日曜日及び土曜日に当たるときは、その日前において園日に最も近い休日又は又は日曜日及び土曜日でない日を支給日とすることができる。

2 常勤役員の賞与の支給日は、基準日別に6月10日及び12月10日とする。ただし、その日が休日、日曜日及び土曜日に当たるときは、前項ただし書きを準用する。

3 評議員及び非常勤役員の報酬等は、評議員会及び理事会等出席等、必要の都度支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、現金で直接本人に支給しなければならない。ただし、本人の同意を得た場合には、口座振替の方法により支給することができる。

2 前項の場合、法令の規定により控除すべき金額がある場合であって、本人の同意があるときは、この額を控除して支給することができる。

(報酬等の日割り方法)

第7条 常勤役員が新たに就任した場合には、就任の日から報酬を支給するものとする。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、退任し、又は解任された日までの報酬を支給するものとする。

3 前2項の規定により支給する場合の報酬額は、月額報酬の対象とする期間の日数を基礎として日割りによって計算するものとする。

(端数の処理)

第8条 前条に規定に基づき計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、次の各号に掲げる処理をするものとする。

- (1) 50 銭未満の端数が生じたとき 切り捨てる
- (2) 50 銭以上の端数が生じたとき 切り上げる

(職員を兼ねる役員の取扱い)

第9条 職員を兼ねる役員については、この規程を適用せず、給与規程を適用する。

(費用の弁償)

第10条 役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支給することができる。

2 前項の費用のうち、職務遂行に当たり出張を命じられた場合の旅費交通費は、法人の旅費規程を準用する。ただし、日当については、この規程の費用弁償の額を適用するものとする。

(情報の公開)

第11条 法人は、この規程をもって社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第45条の35第1項に定める報酬等の支給基準として、同法第59条の2第1項第2号の規定に基づき公表する。

(改正)

第12条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（常勤役員の報酬）

区分	報酬月額
理事長	1日につき12,500円とし、1月につき20日を上限として、評議員会が認めた額
業務執行理事	同上
理事	同上

別表2（常勤役員の賞与）

区分	報酬の額
6月の賞与	報酬月額×給与規程に定める原資配分係数
12月の賞与	同上

別表3（評議員及び非常勤役員の報酬）

(1) 評議員

区分	報酬の額
評議員会出席	日額 3,000円
上記の他、法人の業務執行のための出勤	日額 3,000円

(2) 理事

区分	報酬の額
理事会出席	日額 3,000円
上記の他、法人の業務執行のための出勤	日額 3,000円

(3) 監事

区分	報酬の額
理事会出席	日額 3,000円
監事監査出席	日額 3,000円
所轄庁の实地指導立会	日額 3,000円
上記の他、法人の業務執行のための出勤	日額 3,000円